

一般財団法人土浦市産業文化事業団 管理職員の範囲を定める規則

(平成18年10月1日規則第2号)

改正 平成19年3月28日規則第3号

改正 平成25年3月28日規則第1号

改正 平成29年5月12日規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、一般財団法人土浦市産業文化事業団において、労働基準法（昭和22年法律第49号）第41条第2号に規定する監督若しくは管理の地位にある者又は機密の事務を取扱う者（以下「管理職員」という。）の範囲について定めるものとする。

(管理職員の範囲)

第2条 管理職員は、別表に掲げる職を有する者とする。

付 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

付 則（平成19年3月28日規則第3号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成25年3月28日規則第1号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成29年5月12日規則第6号）

この規則は、平成29年5月12日から施行する。

別表

補 職 名
参事，事務局長，副参事，事務局次長，事務局長補佐，所長，所長補佐，主査並びに本部の係長，主幹及び主事